

## 貸金業者に対する行政処分について

I 三和ファイナンス株式会社に対する立入検査及び報告徴収の結果、以下のとおり、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項、第 13 条第 2 項及び第 19 条の規定に違反した事実が認められた。

### 1. 法令違反事実

#### ① 法第 21 条第 1 項（取立て行為の規制）関係

ア. 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、担当者が債務者の自宅を訪問した際、債務者に対し、親族宅を訪問して弁済資金を調達することをみだりに要求し、債務者が拒否しているにもかかわらず、強い口調で強要して債務者を担当者の自動車に同乗させ、親族宅を訪問し、債務者とその親族を困惑させた。（千葉支店）

イ. 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、担当者が債務者の自宅に架電をした際、応答した債務者の家族に対し、債務者の子供の学校名を執拗に問い質す等の言動により、債務者の家族を困惑させた。（本社債権課）

ウ. 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、担当者が債務者の自宅を訪問した際、応対した債務者の家族が払えない旨、再三拒否しているにもかかわらず、威迫的な言動で不安を煽り、債務者に代わって債務を弁済することをみだりに要求する等の言動により、債務者の家族を困惑させた。（札幌大通り支店、梅田支店）

エ. 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、担当者が債務者の家族に対して、債務者に代わって債務を弁済することを反復継続又は執拗に要求し、債務者の家族を困惑させた。（札幌支店 2 件、八重洲支店、堺東支店）

#### ② 法第 13 条第 2 項（偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止）関係

ア. 債務者の代理人等から取引履歴の開示を求められた場合において、故意に開示を遅延させた事実や、取引履歴を保有しているにもかかわらず一部について保有していない旨の虚偽の回答を行った事実等が複数の支店で認められた。

イ. 債務者との間で締結した和解契約に基づく返済が完了し、債権が残存していないにもかかわらず、同人に対して督促行為を繰り返した。（本社債権課）

#### ③ 法第 19 条（帳簿の備付け）関係

支払義務のない債務者の家族との間で債務の弁済に係る交渉等を行ったにもかかわらず、これに係る交渉の経過について帳簿に記載していなかった。また、債務者の代理人等から取引履歴の開示を求められたにもかかわらず、これに係る交渉の経過について、帳簿に記載していなかった。（札幌支店、千葉支店、所沢支店、松戸支店、堺東支店、姫路支店）

## 2. 発生原因等

- ① 法第 21 条第 1 項違反については、債務者に対し親族からの資金調達を促したり、親族への支払要求を許容するような法令違反行為を助長する社内規定を策定する等、法令遵守意識が欠如していた。
- ② 法第 13 条第 2 項違反については、「まず 3 年分開示」、「二度目の請求に関しては、調査中の F A X を送る。」、「三度目の請求に関しては、とりあえず 5 年分開示する。」等と定めた社内規定を策定したり、開示開始日を指示する等、本社の積極的な関与の下で法令違反行為に及んでおり、法令遵守意識が著しく欠如していた。
- ③ 法第 19 条違反については、社内教育が不十分なことから全社的に法令遵守意識の浸透・徹底が図られておらず、十分な内部監査が実施されていなかった。

II 以上の法令違反事実については、以下が認められたため、本日、同社に対して、法第 36 条第 1 号の規定に基づき、下表のとおり業務を停止することを命じた。

### ① 法令違反行為の重大性・悪質性

本社が法令違反行為を助長する社内規定を策定したこと等により、複数店で多数の法令違反行為が発生し、債務者等に被害が及んでいる。

### ② 経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

経営陣をはじめ全社的に法令等遵守に関する認識・取組みが欠如しており、内部監査部門やコンプライアンス部門が機能せず、社内教育も不十分なことから、経営管理態勢及び業務運営態勢に重大な問題があったことが認められる。

営業所又は事務所	業務停止期間	停止対象業務
札幌支店、堺東支店	平成 19 年 4 月 23 日～平成 19 年 6 月 27 日	業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認められた業務を除く。）
本社債権課	平成 19 年 4 月 23 日～平成 19 年 6 月 25 日	
千葉支店	平成 19 年 4 月 23 日～平成 19 年 6 月 20 日	
札幌大通り支店、八重洲支店、梅田支店	平成 19 年 4 月 23 日～平成 19 年 6 月 18 日	
所沢支店、松戸支店、姫路支店	平成 19 年 4 月 23 日～平成 19 年 6 月 6 日	
その他のすべての営業所又は事務所	平成 19 年 4 月 23 日～平成 19 年 6 月 4 日	

### (参 考)

#### 三和ファイナンス株式会社の概要

1. 商 号 三和ファイナンス株式会社
2. 代 表 者 山田紘一郎
3. 主たる営業所 東京都新宿区西新宿 8 丁目 2 番 3 3 号  
等の所在地
4. 登 録 番 号 関東財務局長（8）第 0 0 4 0 9 号
5. 登 録 年 月 日 平成 17 年 11 月 27 日

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部 金融監督第5課

電話048-600-1152

(ダイヤルイン)